

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 26 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(韓国産エゴマのインドキサカルブ)

標記については、令和 3 年 1 月 21 日付け薬生食輸発 0121 第 2 号により韓国産エゴマのインドキサカルブについて、検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、韓国産エゴマ及びその加工品について、インドキサカルブに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

令和 3 年 1 月 22 日現在のエゴマのインドキサカルブに係る検査命令受託可能
検査機関

一般財団法人 食品環境検査協会

一般財団法人 東京顕微鏡院